

令和 8 年 8 月 31 日版

長崎駅西口駅前広場 利用の手引き



長崎市 まちづくり部 都市計画課

1. はじめに

長崎駅周辺で進めているまちづくりにつきましては、日頃より皆様のご協力・ご理解を賜り誠にありがとうございます。

長崎駅西口駅前広場は令和 3 年 4 月の供用開始以降、様々なイベントでご利用いただいてきましたが、この度、より多くの方々にご利用いただけるよう使用申請の手順と注意点をまとめた手引きを作成しました。広場を利用されたい方は、本手引きをご一読ください。

2. 貸出条件

(1) 使用目的

長崎駅西口駅前広場は、「イベントの開催も可能な賑わいと憩いの空間」としての使用を想定しています。申請頂いた使用目的で貸出が可能であるかは長崎市と JR 九州長崎支社で調整を行います。例として過年度には、以下のような活動に対して広場の貸出を行っています。

- ・ウォーキングイベントの受付設営
- ・市内でのイベント実施に伴うバナーの設置
- ・県内農産物の PR イベント
- ・世界遺産の PR イベント

ただし、以下のいずれかに該当する場合は、貸出できません。

- ・社会通念上、倫理的、道徳的に問題があるおそれがあると認められるとき
- ・広場や施設を壊したり、汚したりするおそれがあると認められるとき
- ・広場やその周辺を通る人や車の通行を大きく妨げるおそれがあると認められるとき
- ・通行者やその他利用者へ危害を及ぼすおそれがあると認められるとき
- ・暴力排除の趣旨に反するおそれがあると認められるとき
- ・特定の団体や個人の政治的・思想的な主張を目的とした使用であると認められるとき
- ・長崎駅その他広場および出島メッセ等の周辺施設で行われるイベントの実施に支障をきたすおそれがあると認められるとき
- ・上記に掲げるもののほか、広場や施設の管理上支障があると認められるとき

予定している活動内容が貸出条件に合致するものか不明な場合は担当窓口(3 ページに記載の連絡先)までお気軽にご相談ください。

(2) 使用可能期間

期間 令和3年4月～令和9年3月31日

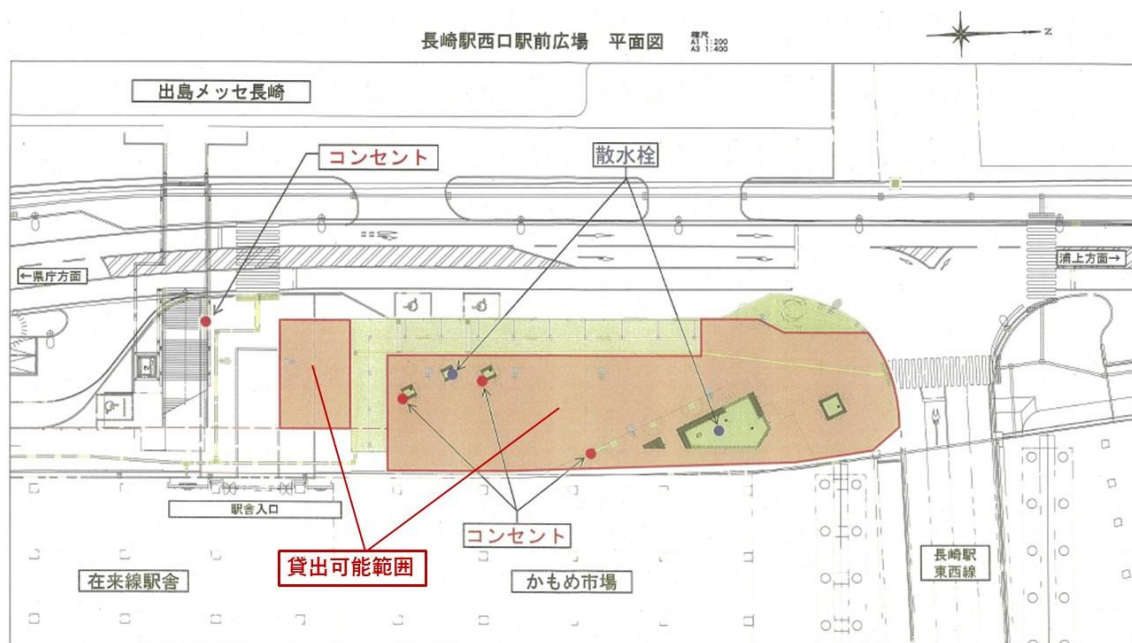
時間帯 9時～21時

※令和9年4月1日以降の貸出については現在のところ未定です。決まり次第、お知らせします。

3. 貸出範囲

貸出が可能な範囲は下図に示す通りです。(約 1,000 m²)

また、散水栓(水道の蛇口)およびコンセントがご利用いただけます。ご利用の場合は広場の使用料とは別に使用量に応じた料金をお支払いいただきます。



4. 使用料金

料金は1日1m²あたり約48円(R8.8月時点・税込)となります。

※料金算定は1日を単位に行います。時間単位での料金計算は行いません。

※土地の評価額に基づいて料金を決めているため、年に1～2回程度、料金を見直す場合があります。

散水栓およびコンセントをご利用の場合は、利用前後のメーターを確認し、料金を決定いたします。

広場の利用料金および散水栓・コンセントの利用料金は市が発行する納付書にて期限までにお支払いください。金融機関およびコンビニでお支払いいただけます。なお、国、他の地方公共団体及び公共団体、公共的団体が使用する場合は使用料金の減免を受けることができます。減免をご希望される方は、仮予約の際にご相談ください。

5. 申込方法

(1) 申込みの受け付けは随時行っており、申し込み順に審査します

(2) 申込手順

① 仮予約

仮予約は使用希望日の3か月前から 1 か月前までの間で可能です。仮予約の際は、下記連絡先あて電話またはメールにてご連絡ください。日時や使用内容等を確認後、使用の可否について回答いたします。

② 申込み

使用可能との回答を受けた場合、使用日の2週間前までに下記連絡先あてに(3)の書類をメールまたは郵送にてご提出ください。

【連絡先】

郵送先: 〒850-8685 長崎市魚の町 4 番 1 号

長崎市まちづくり部 都市計画課 管理係あて

e-mail: toshimasu@city.nagasaki.lg.jp

TEL: 095-829-1169

(3) 提出書類

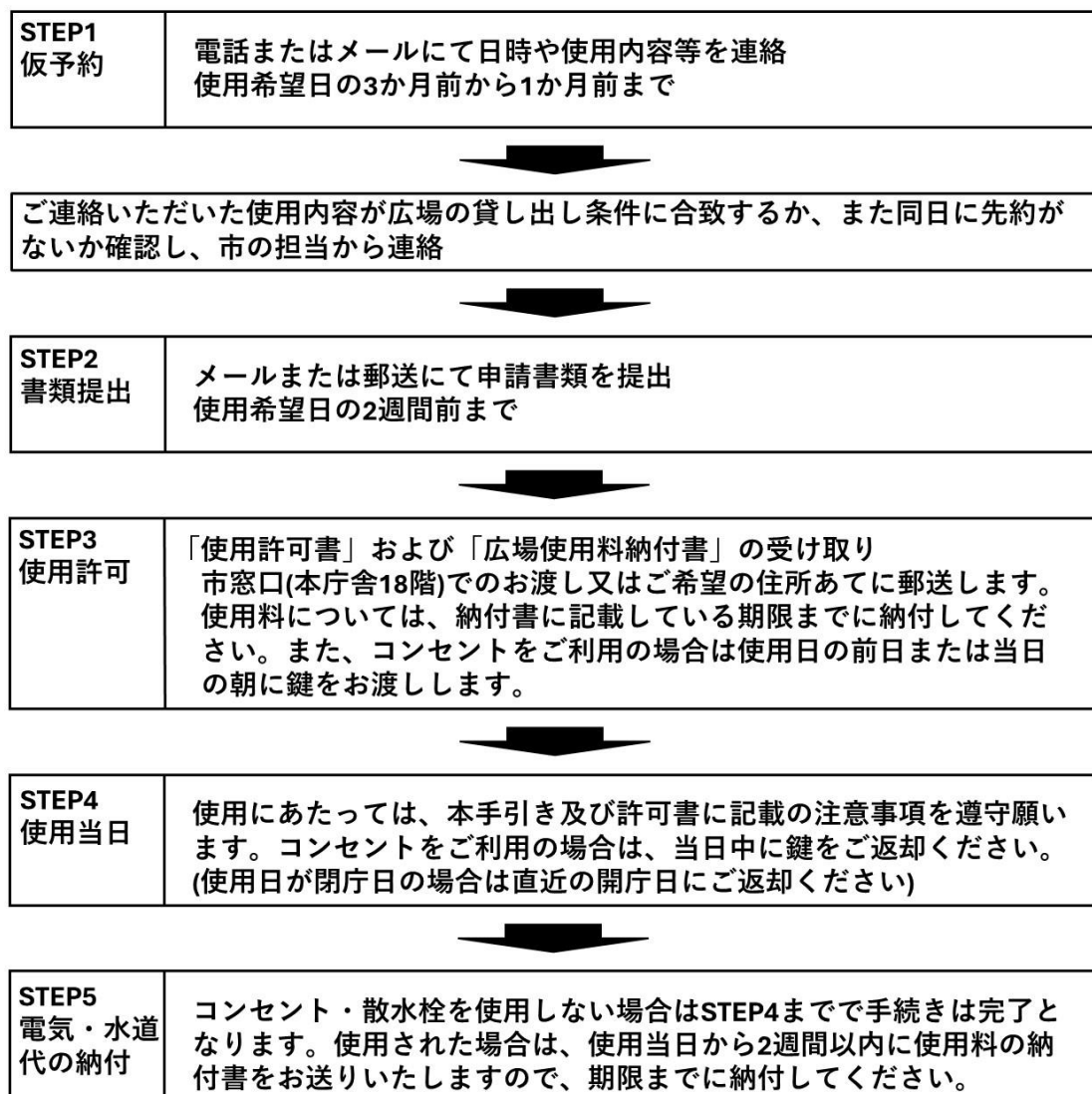
① 行政財産使用許可申請書

② 使用範囲平面図

③ 行政財産使用料減免申請書(減免申請の場合のみ提出)

※その他、使用内容の確認のために別途資料を求める場合がございます。

6. 手続き(使用までの流れ)



7. 使用上の注意

- ・拡声器や音響機器、楽器等の大音量での使用はご遠慮ください。駅利用者や近隣住民、周辺事業者より音量が大きい旨の意見があった際は、直ちに音量を下げてください。
- ・使用後は使用者で必ず清掃を行ってください。汚損が激しい場合は実費にて清掃費を請求いたします。また、破損などの損害が生じた場合にも相当分の実費を請求いたします。
- ・使用に伴い、トラブルが発生した場合は使用者側にてご対処ください。
- ・発生したゴミは使用者側にて処理してください。
- ・使用の際は、行政財産使用許可書に記載されている事項を遵守してください。

(参考1)行政財産使用許可申請書の記載例

第6号様式（第21条関係）

赤字：記載箇所

令和○年○月○日

（あて先）長崎市長

申請者住所 長崎市魚の町4-1
氏名（代表）（会社名）（代表役職）
長崎 太郎
電話番号 095-829-1169

行政財産使用許可申請書

下記のとおり行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

1 使用しようとする財産

- (1) 所 在（名称） 長崎駅西口駅前広場（長崎市尾上町14番の一部）
(2) 区 分 土地
(3) 数 量 使用面積○○㎡

2 使用しようとする理由

（○○のイベント実施のため等 具体的に内容を記載してください）

3 利用計画（事業計画）

- ・使用時間・・・・・・10：00～：18：00（使用可能時間帯は9：00～21：00です）
- ・現場責任者・・・・・・長崎 太郎
- ・緊急連絡先・・・・・・○○○-○○○○-○○○
- ・電気・・・・・・（コンセントをご利用の場合は必要と記載してください）
- ・水道・・・・・・（散水栓をご利用の場合は必要と記載してください）
- ・会場レイアウト・・・別添平面図のとおり

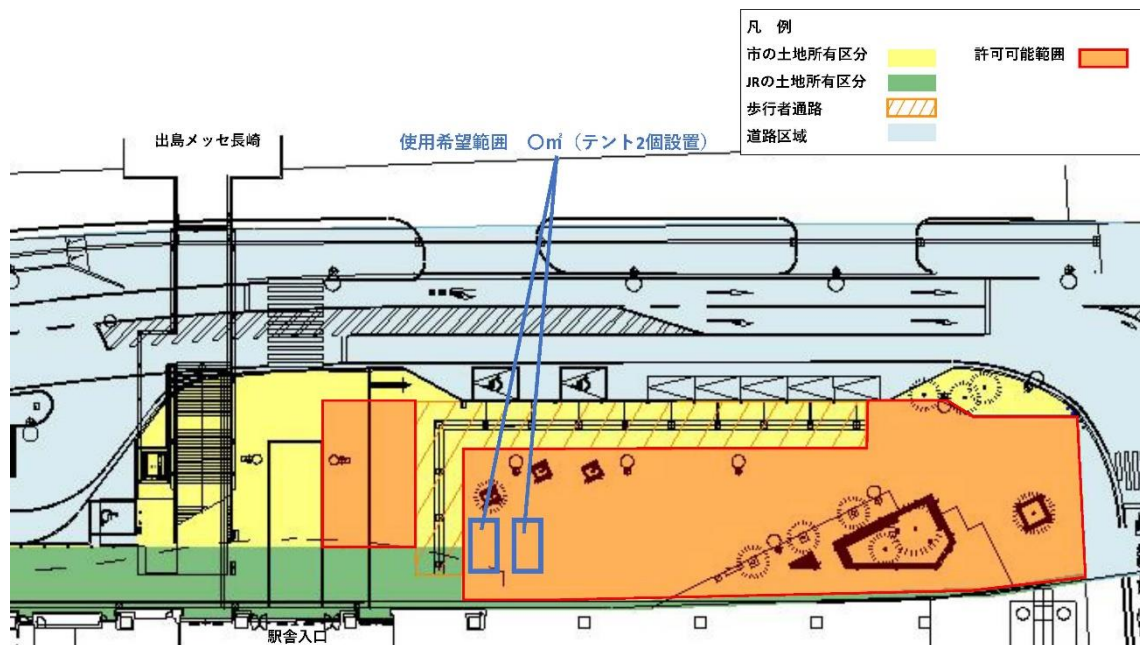
4 使用しようとする期間

令和○年○月○日から令和○年○月○日まで

5 その他参考となるべき事項

※必要に応じてご記入ください。

(参考2)平面図の記載例



- ・オレンジ色の箇所が貸出可能範囲です。
- ・青色の線で使用希望範囲を図示し、面積と設置物の個数を記載してください。
- ・使用面積はテント、キッチンカー、テーブルなど設置物の占有面積で算出してください。

(参考3) 行政財産使用料減免申請書の記載例

別記様式（第2条関係）

行政財産使用料減免申請書

赤字：記載箇所

令和〇年〇月〇日

（あて先）長崎市長

申請者（法人又は団体の場合は、名称及び代表者氏名）

住 所 長崎市魚の町4-1

氏 名（会社名）（代表役職） 長崎 太郎

長崎市行政財産使用料の減免に関する規則第2条の規定により、次のとおり行政財産の使用料の減免を申請します。

財 産 の 名 称 及 び 所 在 地	長崎駅西口駅前広場（長崎市尾上町14番の一部）
使 用 期 間	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで
使 用 方 法	（活動内容および設置物について具体的に記載してください）
使 用 面 積 等	〇㎡
減免を受けようとする理由	（長崎市行政財産使用料の減免に関する規則をご確認のうえ、なぜ減免を受けるのか具体的に理由を記載してください）
そ の 他 必 要 な 事 項	